

3月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和5年3月14日（火） 午後3時30分～午後4時39分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 西川 倫予 菅沼 泰久
事 務 局 教 育 次 長(寺本賢介) 教育総務課長(松本圭史)
学校教育課長代理(石田 隆) 幼児教育課長(豊田香織)
スポーツ・生涯学習課長(戸田昌宏) 図書館長(菅沼 稔)
教育総務課長代理(竹中幹晴)
- 4 議 案 第 11 号 湖西市教育委員会事務局職員の人事異動の承認について
第 12 号 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例施行規則の一部
改正について
第 13 号 湖西市青少年健全育成表彰要綱の一部改正について
第 14 号 湖西市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 5 報 告 第 3 号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について
第 4 号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 5 号 湖西市立認定こども園条例の一部改正について
第 6 号 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部改正につ
いて
第 7 号 湖西市立認定こども園条例施行規則の一部改正について
第 8 号 湖西市立特定教育・保育施設給食費徴収規則の一部改正
について
第 9 号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

午後3時30分開会

(渡辺教育長) 出席は5名、定足数に達しているので、令和5年3月湖西市教育委員会定例会を開会する。審議に入る前に、事務局から報告の申出があったので、事務局の発言を認める。教育総務課長。

(教育総務課長) 3月議会において可決された補正予算について、報告させていただく。教育委員会3月定例会において承認いただいた議案第2号「令和4年度湖西市一般会計補正予算(第10号)要求について」に係る補正予算が、3月2日開催の湖西市議会3月定例会において可決されたので、報告する。

(渡辺教育長) 議案第11号については、人事に関する議案であるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開にしたいが、よろしいか。

(異議なし)

(渡辺教育長) 異議なしと認め、議案第11号については、非公開にすることと決定した。

(議案第11号 説明・質疑・採決(可決))

(渡辺教育長) ここで、暫時休憩とする。

午後3時56分休憩

午後3時57分再開

(渡辺教育長) 休憩を解いて会議を再開する。議案第12号「湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(幼児教育課長) 議案第12号「湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例施行規則の一部改正について」、湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例施行規則(平成29年湖西市教育委員会規則第1号)の一部を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和5年3月14日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

今回の改正は、湖西市立幼稚園において実施する幼稚園型の一時預かり事業の給食費について定め、併せて、字句の整理・修正等を行うものである。

また、多様な性の在り方に配慮し、様式中の性別欄を削除する。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) もともと給食費はなかったけれど、今回の改正をすることで給食費が

286円かかることになるのか。

(幼児教育課長) 給食費は今まで250円かかっていた。

(教育次長) 今まで一時預かりの給食費については条例の方で定められており、普通の給食費の方は規則で定められていた。これを統一しようということで、条例の方から給食費を削除して今回規則の方で定めるものである。

(佐原委員) 金額の方は変わっていないか。

(教育次長) 物価高騰の影響で小学校・中学校・幼稚園全体的に1割値上げするということで変更している。

(渡辺教育長) それでは、議案第12号「湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例施行規則の一部改正について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第12号「湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 続いて、議案第13号「湖西市青少年健全育成表彰要綱の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・生涯学習課長) 議案第13号「湖西市青少年健全育成表彰要綱の一部改正について」、湖西市青少年健全育成表彰要綱（平成12年湖西市教育委員会告示第28号）を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和5年3月14日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

今回の改正は、「第3条 一般表彰の範囲」において、表彰対象者を従来の都道府県大会3位相当から1位相当に改めるものである。

昭和62年に前身の要綱が制定されて運用してきたが、湖西市の青少年のスポーツレベルが向上している一方で、競技種目に対し子どもが減少している状況もあり、県大会相当での3位以内入賞者が増加し、表彰対象者は個人・団体含め増加の傾向となっている。

要綱の目的である「その功績が顕著なもの」の捉え方が制度当初と比較すると異なってきた状況を踏まえ、今回要綱を改正し対象を見直すこととした。

なお、県大会以上に位置づけられる大会は従来どおり3位相当以上を対象とし、一

般表彰または、要綱第4条による特別表彰の対象にすることに変更はない。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(菅沼委員) 同じ方が2回もらえるということが当然出てくるということになるか。

(スポーツ・生涯学習課長) 例えば県大会で優勝して東海大会では5位や6位であった場合は県大会の1位という成績に対して表彰を行う。また、県大会3位で東海大会では2位であった場合は東海大会2位という成績に対して表彰を行う。

(菅沼委員) 公立学校の大会というのは中体連の最後の大会など基本的に年1回という印象があるが。

(スポーツ・生涯学習課長) スポーツ部門だけではなく、芸術文化部門も対象となる。スポーツでいうと当然、競技の上で表彰され、健全育成表彰でも表彰される。また、このほかにもスポーツ協会の表彰もあり、本人からするとやはり競技の上での表彰が一番うれしいという部分があるが、健全育成表彰は湖西市民を観客で集めてその場で表彰されるということは、本人にとっては別の意味で励みになるかと思う。

(渡辺教育長) それでは、議案第13号「湖西市青少年健全育成表彰要綱の一部改正について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第13号「湖西市青少年健全育成表彰要綱の一部改正について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 続いて、追加議案第14号「湖西市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(教育総務課長) 議案第14号「湖西市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」、湖西市教育委員会事務局規則（平成25年湖西市教育委員会規則第1号）を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和5年3月14日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

今回の改正は、令和4年度から新規受け入れを停止していた鷺津保育園について、令和5年3月31日をもって閉園することに伴い、湖西市に公立の保育所がなくなるため規則を改めるものである。

新旧対照表で説明する。第5条第8項は、教育次長は、教育長の命を受けて所掌事務を掌理する規定であり、「湖西市立保育園、湖西市立幼稚園」を「湖西市立幼稚

園」に、また、「保育園等」を「幼稚園等」に改めるものである。

第8条は、教育総務課の事務分掌を定める規定であり、第5条第8項の改正に伴い、「保育園等」を「幼稚園等」に改めるものである。

第13条第2項は、課長等の決定できる個別専決事項を定める規定であり、第8条と同様、第5条第8項の改正に伴い、「保育園等」を「幼稚園等」に改めるものである。この改正は、令和5年4月1日に施行する。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(渡辺教育長) それでは、議案第14号「湖西市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第14号「湖西市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 続いて、報告第3号「湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(幼児教育課長) 報告第3号「湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年湖西市条例第22号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和5年3月14日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

今回の改正は、児童福祉法の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、改正するものである。

改正の内容は、児童の安全の確保に関する計画の策定を義務化するもの、送迎や移動等のために自動車を運行する場合の児童の所在の確認を義務化するもの、衛生管理等について研修等を実施するように努力義務化するものである。

本条例については市議会3月定例会において可決成立したので報告する。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(渡辺教育長) 続いて、報告第4号「湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。
(幼児教育課長) 報告第4号「湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年湖西市条例第23号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和5年3月14日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

今回の改正は、先ほどの説明と同様に改正に伴い懲戒権を削除するものである。

本条例は、市議会3月定例会において可決成立したので報告する。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(渡辺教育長) 続いて、報告第5号「湖西市立認定こども園条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(幼児教育課長) 報告第5号「湖西市立認定こども園条例の一部改正について」、湖西市立認定こども園条例（令和元年湖西市条例第40号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和5年3月14日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

湖西市立認定こども園及び湖西市立幼稚園において実施する一時預かり事業の保育料及び給食費について、他の保育料及び給食費を規定する例規とあわせて、条例で保育料を規則で給食費を規定するよう整理したものである。

本条例は、市議会3月定例会において可決成立したので報告する。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(渡辺教育長) 続いて、報告第6号「湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(幼児教育課長) 報告第6号「湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部改正について」、湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例（平成29年湖西市条例第3号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和5年3月14日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

説明については先ほどと同様であるため省略する。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(渡辺教育長) 続いて、報告第7号「湖西市立認定こども園条例施行規則の一部改正

について」、事務局の説明を求める。

(幼児教育課長) 報告第7号「湖西市立認定こども園条例施行規則の一部改正について」、湖西市立認定こども園条例施行規則（令和2年湖西市規則第24号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和5年3月14日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

説明については先ほどと同様であるため省略する。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(渡辺教育長) 続いて、報告第8号「湖西市立特定教育・保育施設給食費徴収規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(幼児教育課長) 報告第8号「湖西市立特定教育・保育施設給食費徴収規則の一部改正について」、湖西市立特定教育・保育施設給食費徴収規則（令和元年湖西市規則第45号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和5年3月14日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

今回の改正は、食材料費相当額を実費徴収している給食費について、食料品全般の物価上昇を背景に乳幼児に必要な栄養価やエネルギー量など、バランスの摂れた給食を提供するために幼稚園等給食費を10%増額改正するものである。

本規則は、市長決裁により公布・施行したので報告する。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(渡辺教育長) 続いて、報告第9号「湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(教育総務課長) 報告第9号「湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成26年湖西市条例24号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和5年3月14日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号及び175号）が、令和4年11月30日及び12月28日に公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、本条例を改正したものである。

改正の内容としては、1つ目は安全計画の策定を行うこと、2つ目は自動車を運行する場合の児童の所在の確認を行うこと、3つ目は業務継続計画の策定を行うこと、4つ目は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第13条第2項中、衛生管理の関係で、感染症又は食中毒がまん延しないように「必要な措置を講ずる」が、「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防

止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施する」に改正されたため、あわせて字句の改正を行うものである。この条例改正については、令和5年4月1日に施行する。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) 安全計画はどういうものか。

(教育総務課長) 今後、国の方からガイドラインなどが出てくると思う。

(袴田委員) 1年間の猶予期間があるということで、その間に策定していくということでもいいか。

(教育総務課長) そのとおりである。

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和5年3月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後4時39分終了